

別記第8号様式（第14条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

令和7年1月7日

北海道知事 様

報告者

住 所 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1  
株式会社コメリ

氏 名 代表取締役 捧 雄一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり令和5年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	コメリパワー苫小牧西店
所在地	苫小牧市明德2丁目7番1 外

2 地域貢献活動の実施期間

令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
----------------------

3 地域貢献活動の実施の状況

項 目	活動内容	実施時期	実 績
(1) 地域との連携促進			
①商店街、商店街連絡協議会、商工会議所・商工会等への加入	・地元の商店街や商工会への加入に努める	通年	・商工会への加入を検討中
②地域との意見交換の推進	・地域貢献の担当窓口を定めて、お客様からのご意見、ご要望をお受けします	通年	・コメリパワー苫小牧西店に地域貢献の担当者を設置済み
③地域振興等の取り組みへの協力	・行政や商店街が行う地域振興への取組に、要望に応じてご協力します	随時	・今期要請なし
④地域との共存共栄に向けた取組への協力	・地域イベントや行事などへの参画、協働	随時	・今期実績なし
	・地域が取り組む「買い物弱者」対策への協力	随時	・今期要請なし
	・コミュニティスペースの提供	随時	・今期実績なし
	・道産品のPRや販売促進への協力	通年	・今期実績なし
	・地域や道内の企業との取引促進	通年	・今期実績なし
	・リサイクル対策の推進	随時	・積極的に推進中
	・小・中学校の職場（店舗）見学、職場体験等に協力（支援）を行う	随時	・中学1店舗受け入れ

(2) 地域基盤の形成・維持			
①地域や道内からの雇用の推進と安定雇用の確保	・従業員の採用にあたっては、地域及び道内から優先的に採用 ・60歳以上で園芸・農業・建築資材等の専門知識を持つ人の採用	随時 随時	・採用済 パート・アルバイト計6名 ・1名在籍
②ゆとりある勤労者生活の確保	・週休2日制を実施	通年	・実施済
③従業員の職業能力開発の推進	・公的資格取得の支援推進を図る	通年	・検討中
④地域の防犯活動等への参画、協働	・防犯カメラの設置による防犯対策の実施	通年	・各所に設置済
	・機械警備による夜間防犯体制の実施	通年	・各所に設置済
	・事件発生時における警察への通報を定められたマニュアルにしたがって行う	通年	・マニュアルに従って行う
⑤地域防災活動等への協力	・地域の防災訓練に参画、協働を行う ・NPO法人コメリ災害対策センターによる災害時の緊急支援物資の供給 ・店内及び駐車場を非難場所として提供	随時 災害時 災害時	・今期実績なし 会社として年2回実施 ・協定締結済 地震発生時の商品供給 携帯電話の電気の供給 ・苫小牧市と協議中
(3) まちづくりへの協力			
①市町村等が進める対策への協力	・市町村が推進するまちづくりに関連する対策への協力を努めます	随時	・今期要請なし
②地域における魅力ある景観形成への配慮	・行政上の指導に基づき、地区の景観に配慮した店舗とする	随時	・配慮済
	・出店地域の緑化活動並びに、文化・社会振興への還元事業	随時	・コメリ緑資金ボランティアを児童福祉施設1件実施
③環境美化対策の実施	・ゴミの分別処理の実施	通年	・実施済
(4) その他			
①ISO14001の導入など環境全般への配慮	・自社環境方針に基づく環境対策	随時	・検討中
① エネルギー対策の実施	・省エネ型設備の導入促進	随時	・設置済
	・建物(店舗)の屋根及び外壁に断熱素材を使用	通年	・設置済
② 子供、高齢者、障害者への配慮	・ユニバーサルデザインに基づいた多目的トイレの設置	通年	・設置済

#### 4 地域貢献活動の担当者

所属名	コメリパワー苫小牧西店
職・氏名	店長 庄司 義紀
電話番号等	0144-61-6161

#### <担当者連絡先>

所属名	株式会社コメリ
職・氏名	建設部 建設グループ マネージャー 大出 義人
電話番号	025-371-4116
電子メールアドレス	<a href="mailto:kensetu@komeri.bit.or.jp">kensetu@komeri.bit.or.jp</a>

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にとっては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。